

事務事業名	小規模事業者・中小企業者金融支援事業			担当	産業部 商工観光課 商工業係		
政策名	3	「にぎわいづくり」～まちの活力アップ！～			施策名	2	商業の振興
成果指標	名称				単位	4 年度実績	
	商工振興資金新規貸付件数（緊急経営対策資金除く）				件	133	
	緊急経営対策資金貸付件数				件	38	
	中小企業等災害復旧資金利子補給件数				件	1	
事業概要	【商工振興資金の貸付】 市内中小企業者が体質改善や経営の合理化を推進する際に、市が金融機関と協調して低金利で資金を融資（預託）する事業。市は、融資あっせん（審査）や資金相談業務、制度資金のPRなどを行っている。制度見直しとして、平成28年度から、夏季資金の追加、借換融資等の運用面の改善、令和2年3月から令和3年3月まで新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の運用などを行った。 さらに利用事業者の負担軽減を図るため、融資時に必要な保証料を全額補助している。 【中小企業等災害復旧資金利子補給事業】 東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対し、栃木県が行った制度融資について、市は、この融資を受けた事業者に対し、金利相当分の利子補給をすることにより、金利負担の軽減と経営の安定を図っている。（最大10年間）平成24年5月の竜巻災害による融資（市商工振興資金）も追加対象とした。（該当1件） 【小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給事業】 国の融資制度『小規模事業者経営改善資金（マル経融資）』の利用者に対して、金利負担を軽減し、経営の安定を図るため、金融機関（日本政策金融公庫）に支払った利子の一部（市商工振興資金との差額分）を助成する事業。						
4 年度 実績・成果・課題	令和4年度についても新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の貸付が多かった。引き続き売り上げが落ち込んだ事業者に対し、低金利で貸付を行っている。また、3年間の利子補給もあり、利用者が多い。（利子補給は1年延長となった） また、新型コロナウイルス感染症による景気低迷の影響を受け、資金繰りが難しくなった事業者に対し、令和3年度から緊急経営対策資金の運用を開始した。引き続き、金融支援の継続を行っていく。 なお、中小企業等災害復旧資金利子補給については、令和4年度をもって終了となった。						
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】						